

(報告の徴収)  
第二十五条 国土交通大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習実施機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。  
(公示)  
第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。  
一 第七条第四号ホの登録をしたとき。  
二 第十六条の規定による届出があつたとき。  
三 第十八条の規定による届出があつたとき。  
四 第二十三条の規定により第七条第四号ホの登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。  
附則の次に別表として次の一表を加える。

- 別表(第十三条関係)
  - 一 膨張式救命いかだ
  - 二 膨張式救命いかだの機装一式
  - 三 救命浮器
  - 四 救命浮環
  - 五 救命胸衣
  - 六 イマージョン・スーツ
  - 七 耐暴露服
  - 八 保温具
  - 九 救命索発射器
  - 十 自己点火灯
  - 十一 自己発煙信号
  - 十二 救命胸衣灯
  - 十三 落下傘付信号
  - 十四 火せん
  - 十五 信号紅炎
  - 十六 発煙浮信号
  - 十七 水密電気灯
  - 十八 日光信号鏡
  - 十九 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
  - 二十 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
  - 二十一 レーダー・トランスポンダー
  - 二十二 持運び式双方向無線電話装置
  - 二十三 固定式双方向無線電話装置
  - 二十四 探照灯
  - 二十五 再帰反射材
  - 二十六 船上通信装置
  - 二十七 警報装置
  - 二十八 ローブ
  - 二十九 ブール及び飛び込み台(海面を用いない場合に限る。)
- (指定自動車整備事業規則の一部改正)  
第五條 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて国土交通大臣の指定する者(以下「指定機関」という。)(の行う校正)を、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)(が行う校正(以下「登録校正」という。))に改める。

第十三条を次のように改める。

- (登録)
- 1 前条第一項の登録は、登録校正を行おうとする者の申請により行う。
  - 2 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
    - 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 登録校正を行おうとする者が登録校正に係る業務(以下「登録校正業務」という。)(を行おうとする事務所の名称及び所在地)
    - 三 登録を受けようとする者が登録校正業務を開始する日
  - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
    - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
    - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
    - 三 校正に用いる別表第七の中欄に掲げる校正用機器並びに同表の下欄に掲げる測定器及び設備の数、性能、所在の場所並びにその所有又は借入れの別を記載した書類
    - 四 校正を行う者(以下「校正員」という。)(の氏名及び経歴を記載した書類
    - 五 校正員が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書面
    - 六 登録を受けようとする者が、次条第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- 第十三条の次に次の十六条を加える。  
(登録の要件等)  
第十三条の二 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)(が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。  
一 別表第七の上欄に掲げる自動車検査用機器の種類に及び、それぞれ同表の中欄に掲げる校正用機器(それぞれ同表の下欄に掲げる測定器(計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正又はこれらと同等の精度を有する校正を受けているものに限る。)(及び設備を用いて、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、校正を受けているものに限る。)(を用いて校正業務を行うものであること。  
二 次に掲げる条件のいずれかに適合する者が校正業務を行い、その人数が校正業務を行う事務所ごとに三名以上であること。  
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院、大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)(短期大学、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)(、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)(又は中等教育学校において、機械に関する学科を修了して卒業した後、一年以上校正の実務に従事した経験を有する者であること。  
ロ イに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。  
三 登録申請者が、指定自動車整備事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。  
イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、指定自動車整備事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)(であること。  
ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める指定自動車整備事業者の役員又は職員(過去二年間に当該指定自動車整備事業者の役員又は職員であつた者を含む。)(の割合が二分の一を超えていること。  
ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が指定自動車整備事業者の役員又は職員(過去二年間に当該指定自動車整備事業者の役員又は職員であつた者を含む。)(であること。